

議第43号

京都市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について

京都市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成25年 2月20日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例

京都市衛生関係手数料条例の一部を次のように改正する。

別表薬事法の項中

第24条第1項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の申請に対する審査		34,800	を
第4条第1項の規定に基づく薬局の開設の許可の申請に対する審査	1 件	34,800	に改め、
第4条第2項の規定に基づく薬局の開設の許可の更新の申請に対する審査		13,200	
第12条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品（薬事法施行令第3条第3号に規定する薬局製造販売医薬品をいう。以下同じ。）の製造販売業の許可の申請に対する審査		7,600	
第12条第2項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査		4,800	
第13条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可の申請に対する審査		13,200	
第13条第3項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可の更新の申請に対する審査		6,800	
第14条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売の承認の申請に対する審査		1 品 目	
第14条第9項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売の承認事項の一部の変更の承認の申請に対する審査	110		
第24条第1項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の申請に対する審査		34,800	

同表薬事法施行令の項を次のように改める。

薬事法施行令	第5条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の書換え交付	1 件	2,400
	第6条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の再交付		3,500
	第12条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可証の書換え交付		2,400
	第13条第1項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造業の許可証の再交付		3,500
	第45条第1項の規定に基づく薬局の開設の許可証及び医薬品の販売業の許可証の書換え交付		2,400
	第46条第1項の規定に基づく薬局の開設の許可証及び医薬品の販売業の許可証の再交付		3,500

### 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

### 提案理由

薬事法及び薬事法施行令の規定に基づく薬局の開設の許可の申請に対する審査等に係る手数料を定める必要があるので提案する。